

預金等受入金融機関に係る検査評価制度について（本文） 新旧対照表

現 行	改 正 案
2. 評価項目 評価項目は、「法令等遵守態勢」「顧客保護等管理態勢」「リスク管理態勢（共通）」「自己資本管理態勢」「信用リスク管理態勢」「資産査定管理態勢」「市場関連リスク管理態勢」「流動性リスク管理態勢」「オペレーショナル・リスク管理態勢」の<u>9項目</u>とする。	2. 評価項目 評価項目は、「<u>経営管理（ガバナンス）態勢 - 基本的要素 -</u>」「法令等遵守態勢」「顧客保護等管理態勢」「<u>統合的リスク管理態勢</u>」「自己資本管理態勢」「信用リスク管理態勢」「資産査定管理態勢」「市場リスク管理態勢」「流動性リスク管理態勢」「オペレーショナル・リスク管理態勢」の<u>10項目</u>とする。
3. 評価方法 「<u>評価段階及び着眼点（例）</u>」（別紙）に基づき各評価項目について、A、B、C、Dの4段階評価を行う。	3. 評価方法 「<u>評価段階及び留意点等</u>」（別紙）に基づき各評価項目について、A、B、C、Dの4段階評価を行う。
7. 施行日等 <u>金融検査評価制度は、平成 17 検査事務年度中に試行を開始し、平成 18 検査事務年度以降、速やかに施行に移すこととする。具体的な施行日等については、別途指示するところによる。なお、試行期間中は、評価に係るデータやノウハウの蓄積に重点を置くこととし、評価結果そのものは、金融機関に通知されるものの、選択的な行政対応には反映させないこととする。</u>	7. 施行日等 <u>金融検査評価制度は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入を開始する）検査について、その評価結果を選択的な行政対応に反映させることとする。ただし、主要行以外の金融機関については、平成 20 年 1 月 1 日以降予告する（無予告の場合は、立入を開始する）検査について、その評価結果を選択的な行政対応に反映させることとする。</u>